（特許法施行令の一部改正）

第三条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、「（同条第五項の再登録を除く。）」を削り、「第六条の二第一項（同法第十五条の二第六項」を「第七条第一項（同法第三十四条第六項」に「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に改め、「（同条第六項において準用する同法第二条第五項の再登録を除く。）」を削る。

（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。ただし、第一条中農薬取締法施行令第三条の改正規定（「水産動植物」を「水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に改める部分、「水域又は当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ」を「公共用水域又は」に改める部分及び「当該水域又は」を「これらの」に改める部分に限る。）並びに同令第四条第一項ただし書及び第三項ただし書の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第三百二十七号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十二月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　石田　真敏
財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律附則第二条の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第三百二十八号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律附則第二条の政令で定める日を定める政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律附則第二条の政令で定める日は、平成三十二年四月一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣臨時代理
内閣国務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第三百二十九号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第五項」を「第六項」に、「第七条の二第三項（法第七条の三第四項及び第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第七条の四第一項から第三項まで（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項（法第十九条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項（法第十八条第一項及び第十七条第一項から第四項まで（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項から第四項まで、第十一条第二項、第十二条第三項、第十三条第一項から第九条第三項、第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項から第四項、第二十条第一項、第二十一条第二項、第二十二条第一項から第三項、第二十三条第三項、第二十四条第一項から第三項、第二十五条第三項、第二十六条第一項から第三項まで、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第三項、第三十一条第一項から第四項まで、第三十二条第一項から第三項、第三十三条第三項、第三十四条第三項、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第三項、第四十条第一項から第四項まで、第四十一条第二項、第四十二条第三項、第四十三条第一項及び第四項（法第四十七条第一項から第三項まで、第百十七条第一項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第百十八条第一項から第四項において準用する場合を含む。）、第百九条第一項から第四項まで、第百十三条第一項及び第二項（法第百十六条第一項において準用する場合を含む。）に改め、「経済産業局長に」の下に、「法第四十六条第一項及び第四十七条第一項から第三項まで、第百十七条第一項及び第四項（法第百十八条第一項から